

保護水面区域内での工事の施工の許可に関する「審査基準」及び「標準処理期間」の制定

1 件名

保護水面区域内での工事の施工の許可に関する「審査基準」及び「標準処理期間」の制定について

2 制定の必要性

- (1) 水産資源保護法第17条に基づく保護水面は、沖縄県知事が、川平地区を昭和49年9月26日付けで、名蔵地区を昭和50年9月1日付けで、それぞれ指定している。
- (2) 水産資源保護法第22条に基づき保護水面の区域内において、埋立若しくは浚渫の工事又は水路、河川の流量若しくは水位の変更を来す工事をしようとする者は、当該保護水面を管理する都道府県知事の許可を受けなければならない。
- (3) 保護水面が指定されてから、保護水面区域内での工事（埋立て、浚渫）が実施されたことはなかったため、審査基準等は制定されていなかった。
- (4) 令和4年度に川平地区の保護水面区域内において護岸整備に伴う埋立て工事が予定されている。
- (5) 上記(4)の工事について、次年度、事業者から保護水面区域内での工事の施工の許可申請がなされることが想定され、当該申請を審査するにあたって、事前に審査基準及び標準処理期間を定める必要がある。

3 制定の概要

- (1) 保護水面区域内での工事の施工の許可を受けようとする者は、水産資源保護法施行令第1条に基づき次の書類を提出しなければならない。
 - ア 申請書
 - イ 工事の事業計画書
 - ウ 設計書
 - エ 工事が他の法令に基づく行政庁の許可、免許その他の処分を要するものであるときは、当該処分のあったことを証する書類
- (2) 上記の申請書類に基づき審査するにあたって、次の項目に関する審査基準を定める。
 - ア 工事の目的
 - イ 工事の方法
 - ウ 工事の規模
 - エ 工事の期間
 - オ 工事の影響（施設）
 - カ 工事の影響（生物）
 - キ その他の影響

4 根拠法令

水産資源保護法（昭和26年法律第313号）

水産資源保護法施工令（昭和27年政令第194号）